

## 3 長期欠席・不登校について

○長期欠席児童生徒のうち、不登校、病気等のそれぞれの人数(小中学校合計)  
(人)

年度	長期欠席	不登校	病気	経済的理由	新型コロナウイルスの感染回避	
						その他
H30	987	774	136	1		76
R1	1,113	795	174	0		144
R2	1,134	809	151	1	58	115
R3	1,405	937	211	0	108	149
R4	1,588	1,075	286	0	24	203

※長期欠席…1年間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒。その理由として、「不登校」「病気」「経済的理由」「その他」など主な理由を一つ選び計上。

※不登校…何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあること(病気や経済的な理由、新型コロナウイルスの感染回避によるものを除く)。

※新型コロナウイルスの感染回避…

新型コロナウイルスの感染を回避するため、本人又は保護者の意思で出席しない者、および医療的ケア児や基礎疾患児で登校すべきでないと校長が判断した者の数。令和2年度から新設。

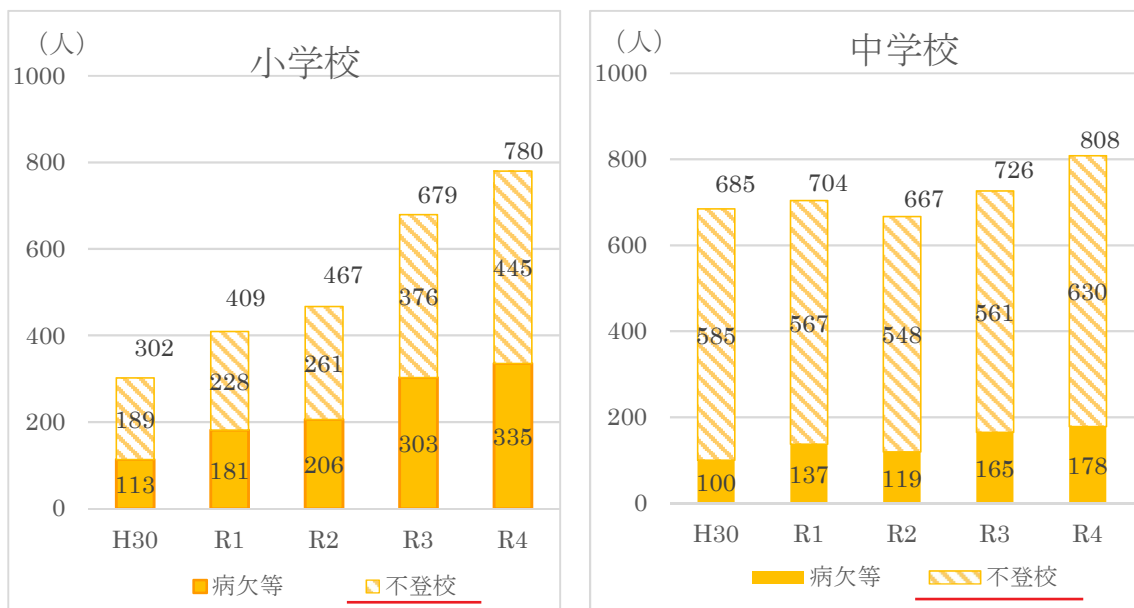
※その他…「病気」「経済的理由」「不登校」「新型コロナウイルスの感染回避」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者の数。

「その他」の具体例：・保護者の教育に関する考え方、登校についての無理解、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者。

・外国での長期滞在、国内・外への旅行のため、長期欠席している者。

・「病気」「経済的理由」「不登校」の理由により登校しなかった日数の合計が30日に満たず、学校教育法又は学校保健安全法に基づく出席停止、学年一部の休業、忌引き等の日数を加えることによって、登校しなかった日数が30日以上となる者。

## ○長期欠席児童生徒数の推移



・小学校において不登校児童の増加が顕著にみられます。